

第 1 章

計画の基本的事項

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景と目的

本市は、北西部から連なる山林と、そこから<sup>くさび</sup>楔状に伸びる宇都宮丘陵と台地、及び鬼怒川、田川、姿川等、豊かな水と緑に恵まれた自然環境にあります。市街地は、宇都宮丘陵の南端に位置する二荒山神社を中心にまちが発展し、今日においては、都市活動と自然とのふれあいが共存するまちとして、発展を続けてきました。

これまで、緑の保全と創出の総合的な計画である「緑の基本計画」を約20年間にわたり運用し、その結果、山林等の豊かな緑の保全、都市部における公園の増加等一定の成果を挙げてきました。一方で、農林業従事者や、公園緑地の保全・維持管理を担う市民活動への参加者の減少・高齢化等、緑の担い手不足等により、将来的な緑の取組推進が懸念される状況でもあります。

本市は、平成29(2017)年をピークに人口減少局面を迎える等、大きな転換点にある中でも、人や企業から選ばれ、将来にわたり発展し、世界共通の目標であるSDGsに貢献するとともに、子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち「スーパースmartシティ」の実現を、目指すべき将来像として掲げました。

こうした中、緑を取り巻く環境は大きく変化しており、国において令和元(2019)年に公表された「グリーンインフラ推進戦略」等では、環境、防災、地域振興等複合的な課題を解決するため、緑の多様な機能を利活用していく重要性が示されました。また、関係法令等の改正等によって公園緑地分野における公民連携の機運も高まっています。本市においても、緑の取組の担い手が減少する中で、これまで以上に市民、事業者、行政が一体となって、緑の保全・活用・創出に取り組んでいくことが重要です。さらに、「スーパースmartシティ」の実現に向けて、緑が有する多様な機能が適切に発揮されるよう、まちづくりの諸分野と連携しながら、多角的かつ戦略的に取組を展開していくことが必要です。

そのようなことから、本市のまちづくりに関わる多くの人と、緑の取組の方向性を共有し、連携しながら取組を推進するため、緑の将来像や基本方針、具体的な施策展開等を定めた「第3次宇都宮市緑の基本計画」を策定しました。

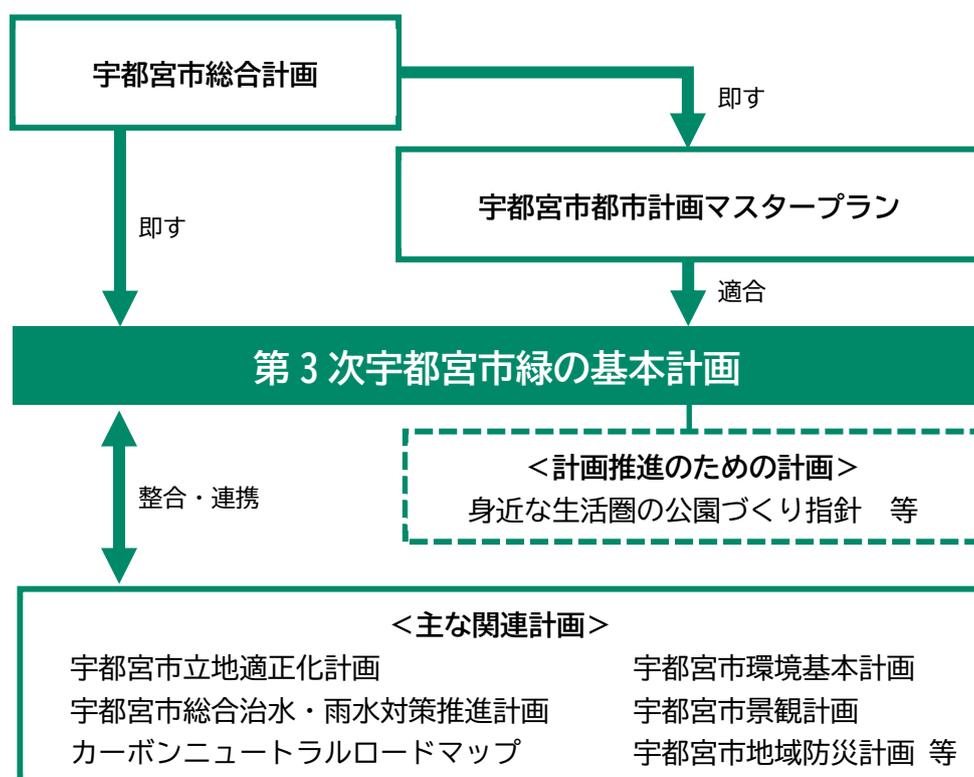
## 2 計画の位置付け

### (1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するために定めるものであり、その目標と実現のための施策等を内容とする緑とオープンスペースの総合的な計画です。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、宇都宮市総合計画に基づき、快適な住環境と自然豊かな都市環境の創出を図るための個別計画に位置付けています。



計画の位置付け

### (3) 計画期間

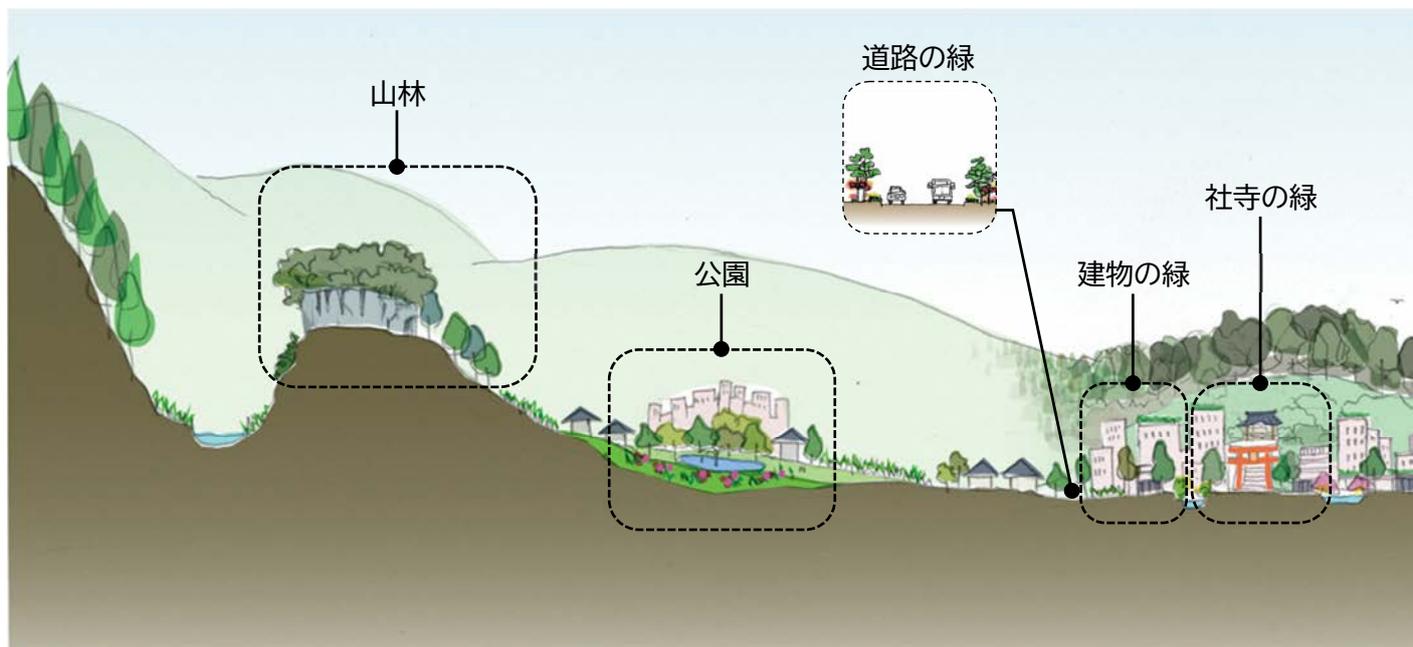
本計画の計画期間は令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度の 10 年間と定め、目標年次を令和 14（2032）年とします。

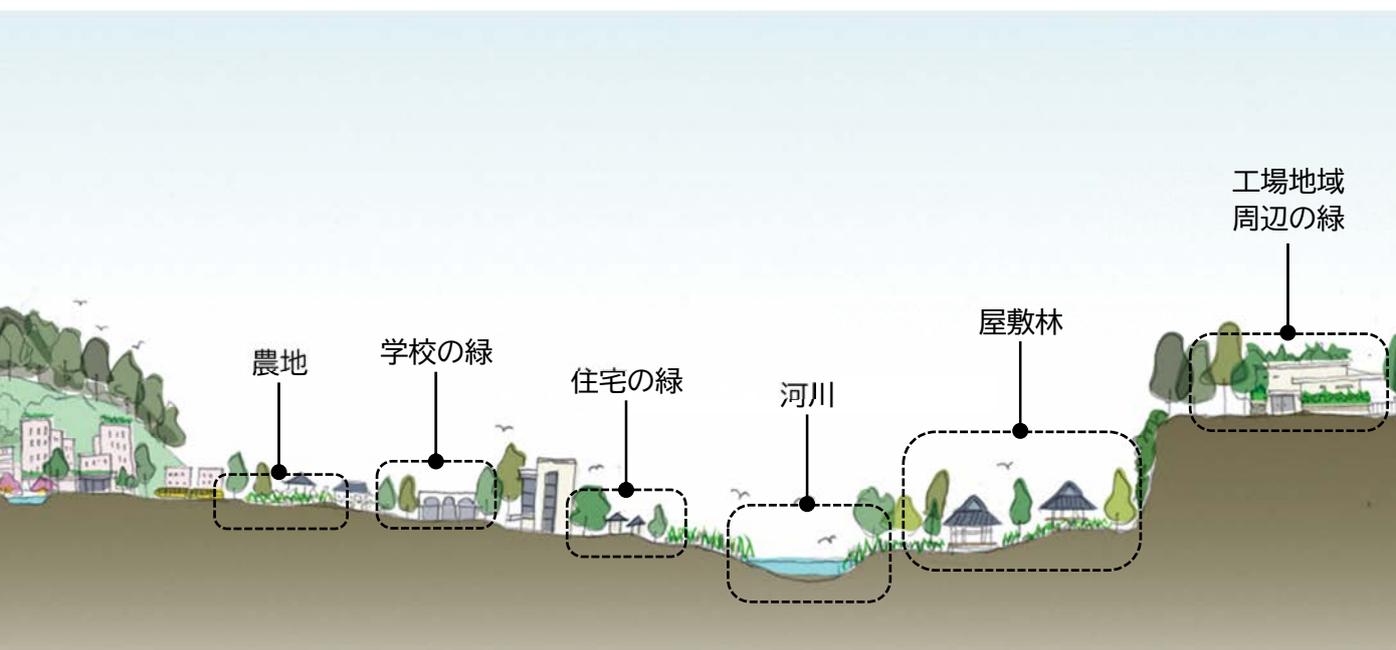
### (4) 計画対象範囲

本計画の計画対象範囲を宇都宮市全域とします。

### (5) 対象とする緑

本計画において、「緑」は、樹林地や街路樹、農地、草花、芝生、河川や池沼等の水面等全ての緑を対象とします。したがって、公園や道路等、公共施設における緑のほか、民有地の庭や花壇等の緑も含んでいます。





対象とする緑

